

あなたの家族と健康生活を

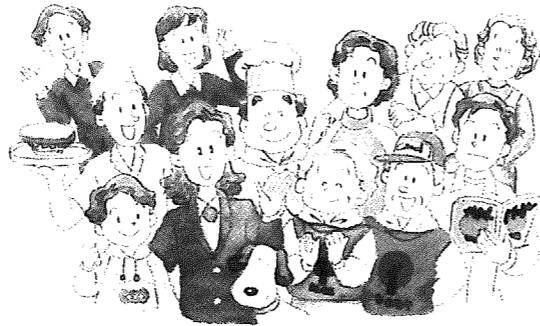
国民健康保険

税

支える保険制度

国保は、助けあいによってみなさんの健康を守
っていく大切な制度です。医療費の心配なく安心
して医療が受けられる体制づくりが必要です。
保険税はその主要な財源です。

国保を正しく理解して
守り育てていこう！



※保険税の納入通知は、各世帯の
世帯主あてにお知らせします。

資産割額／各世帯の資産に応じ
て計算（固定資産税
の25.3%）

均等割額／各世帯の加入者数に
応じて計算（一人に
つき20,500円）

平等割額／一世帯につき平均計
算（22,000円）

被保険者が支払う自己負担金を
除き、国保で必要とされる医療費
から、国・地方自治体負担分を引
いたものが保険税ですが、岩室村
では左記の計算方法によって算出
されます。

**国保税の
決め方**

**国保への
加入について**

企業や公的機関等に勤務する人
とその被扶養者、生活保護を受け
ている人以外の地域住民は、すべ
て国保に入らなければならない被
保険者です。

被保険者になると、保険税を納
める義務が生じます。

今月31日は、
村県民税2期
納期限です。

☆災害などにより保険税の納付が
困難になったときは、早めに担
当までご相談ください。申請に
より、減額や免除などができる
ことがあります。

**国保税を
滞納すると**

やむを得ず、
●保険証を返してせりふの場合
があります。

**納付責任は
世帯主です**

保険税を納めなければならない
人を納付の義務者といえます。
世帯主が国保の被保険者である
なしかかわらず、家族のなかに
国保の加入者がいれば、保険税は、
世帯主が納めなければなりません。

税金は、便利で確実な口座振替制度を！

～税金の納め忘れをなくするため、口座振替をお勧めします～



手続き

①印かん ②預金通帳 ③各税の納付書
を持参し、金融機関及び役場税務課で
簡たんにできます。

※お問い合わせは、税務課（☎82-5716）へ

9月1日から保険証が藤色に変わります
～国民健康保険係（☎82-5712）のお知らせ～

国民健康保険の保険証が、9月1日から新しい保険証（藤色）に変わります。今までの保険証
（黄色）の有効期限は8月31日ですのでご注意ください。

新しい保険証は各世帯ごとに封筒に入れ、区長さんを通して8月31日までに各世帯にお届け
します。加入者の氏名など記載事項に誤りがある場合は、住民課国保係までご連絡ください。

また、遠隔地の保険証が必要な場合は、新たに住民課窓口申請してください。

ご存じですか **退職者医療制度**
～70歳未満の国保加入者～

定年などで、長年務めた会社を退職し、年金をうけている70歳未満の国保
加入者とその家族は、退職者医療制度で医療を受けることになります。

●退職者医療制度に該当する人

- ・国保に加入している人。
- ・老人保健制度の適用を受けていない人。
- ・厚生年金や各種共済組合などから老齢（退職）年金を受けている人で、これらの年金加入期間20年以上、もしくは40歳以後の加入期間が10年以上ある人。
- ・退職者医療加入者本人の配偶者と被扶養者（扶養家族）。

●お医者さんにかかるとき

診療を受けるときには、国民健康保険退職被保険者証を医療機関の窓口で提示してください。また、窓口で支払う一部負担金は次のとおりです。

| | |
|----------|-----------|
| 退職被保険者本人 | 外来、入院とも2割 |
| 扶養家族 | 外来3割、入院2割 |

・入院時の食事、および外来時の薬剤は別途負担があります。

●資格ができるのは

- ・年金受給権が発生した日から適用となります。

届け出に必要なもの 年金証書・保険証・印かん

●適用をうけなくなるとき

- ・老人保健制度による医療を受けることになったとき。
- ・退職被保険者本人が亡くなったとき（この場合、扶養家族は一般の国保の被保険者となります）。

Q 会社を退職しても、健康
保険は継続できると聞いた
のですが…。



A ええ。これを任意継続といっ
て、一定の条件を満たせば、
引き続き2年間はその会社の
健康保険に手続きをすること
により、加入することができる
んですよ。

※退職者医療制度の資格が発生してから、国保に届け出をするまでの間に、一般被保険者証で診察を受けた場合は、世帯主の申請により、差額分が払い戻されます（特例療養費）。

〈お問い合わせは〉 住民課 ☎82-5712まで